

令和6年有田市議会2月定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月19日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|--|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第3号 | 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第4号 | 有田市監査委員条例等の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第5号 | 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第6号 | 有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第7号 | 有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第8号 | 有田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 8 | 議案第9号 | 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 9 | 議案第10号 | 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 10 | 議案第11号 | 有田市企業立地促進条例の一部を改正する条例 |
| 日程 11 | 議案第12号 | 有田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程 12 | 議案第13号 | 有田市漁港管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程 13 | 議案第14号 | 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 14 | 議案第15号 | 有田市新興感染症対策応援基金条例 |
| 日程 15 | 議案第16号 | 有田市こども未来基金条例 |
| 日程 16 | 議案第17号 | 有田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例 |
| 日程 17 | 議案第18号 | 有田市消防車両整備事業基金条例 |
| 日程 18 | 議案第21号 | 令和6年度有田市一般会計予算 |
| 日程 19 | 議案第22号 | 令和6年度有田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程 20 | 議案第23号 | 令和6年度有田市初島財産区特別会計予算 |
| 日程 21 | 議案第24号 | 令和6年度有田市介護保険特別会計予算 |
| 日程 22 | 議案第25号 | 令和6年度有田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程 23 | 議案第26号 | 令和6年度有田市上水道事業会計予算 |
| 日程 24 | 議案第27号 | 令和6年度有田市立病院事業会計予算 |
| 日程 25 | 議案第28号 | 令和6年度有田市漁業集落排水事業会計予算 |
| 日程 26 | 議案第29号 | 市道の認定及び廃止について |
| 日程 27 | 議案第30号 | 工事請負契約について |
| 日程 28 | 議員派遣の件について | |
| 日程 29 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

日程 1 議案第2号 有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例から

日程 2 9 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまで

出席議員 15名

1番	武田豊治	2番	川島強
3番	花野仁志	4番	一ノ瀬敦子
5番	中西登志明	6番	成川満
7番	小西敬民	8番	上山寿示
9番	池田敦城	10番	岡田行弘
11番	児嶋清秋	12番	堀川明次
13番	生駒三雄	14番	福永広次
15番	西口正助		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	早川ちひろ	経営管理部理事	脇村哲弘
市民福祉部長	宮崎三穂子	市民福祉部理事	大松満至
経済建設部長	上田敏寛	経済建設部理事	梅本陽子
水道事務所長	北野宏幸	教育次長	伊藤正人
消防長	鎌田利宏		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	石井義人
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（上山寿示君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程1、議案第2号から日程27、議案第30号までの議案27件を一括議題とし、各委員会委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長、池田敦城君。

○総務建設委員会委員長（池田敦城君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、3月7日及び14日の2日間にわたり、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第4号 有田市監査委員条例等の一部を改正する条例、議案第5号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第8号 有田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 有田市企業立地促進条例の一部を改正する条例、議案第13号 有田市漁港管理条例の一部を改正する条例、議案14号 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第18号 有田市消防車両整備事業基金条例、議案第29号 市道の認定及び廃止について、及び議案第30号 工事請負契約については、いずれも原案のとおり、可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたので、次の意見について申し上げます。

議案第10号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関しては、会計年度任用職員の配置を検証し、人員減や適正な配置に努めることが必要との意見がでました。

次に、議案第30号 工事請負契約について、プロポーザルによる業者選定が公平公正に実施されたことを確認するため、より詳細な審査結果や具体的な選定理由を委員会で審査する必要がある、市職員中心の審査員の見直し、客観的な評価基準や選定プロセスの透明性を担保すべきであり、従来の入札基準以外にプロポーザル方式やコンペ方式等における統一的な基準の設定と、入札監視委員会あるいはそれに類似する組織の編成を早急に検討し、設置すべきであるとの意見がでました。

以上の意見を申し添え、総務建設委員会からの報告といたします。

○議長（上山寿示君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、文教厚生委員会委員長、小西敬民君。

○文教厚生委員会委員長（小西敬民君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月8日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第2号 有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第3号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第6号 有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第7号 有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 有田市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第15号 有田市新興感染症対策応援基金条例、議案第16号 有田市こども未来基金条例及び議案第17号 有田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例につきましては、いずれも、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生委員会からの報告といたします。

○議長（上山寿示君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、予算決算委員会委員長、成川 満君。

○予算決算委員会委員長（成川 満君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月11日、12日及び13日の3日間にわたり、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第21号 令和6年度有田市一般会計予算、議案第22号 令和6年度有田市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度有田市初島財産区特別会計予算、議案第24号 令和6年度有田市介護保険特別会計予算、議案第25号 令和6年度有田市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和6年度有田市上水道事業会計予算、議案第27号 令和6年度有田市立病院事業会計予算、及び議案第28号 令和6年度有田市漁業集落排水事業会計予算につきましては、いずれも原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について、改めて申し上げておきたいと思います。

まず、議案第21号 有田市一般会計予算 歳出の部、第5款 農林費 第1項 農業費 第3目 農業振興費において、後継者問題や人手不足により、農地の維持が難しくなっているため、農業従事者や新規就農者へのサポートや補助制度の充実を、さらに図ってほしいとの意見がありました。

次に、第9款 教育費 第2項 小学校費 第1目 学校管理費における宮原小学校移転事業において、現在の小学校プールを使用するために道路を横断することは危険であるため、児童の安全面を第一優先に考え、有田市民水泳場えみくるの活用を早期に実現していただきたい。

次に、議案第26号 有田市上水道事業会計予算において、能登半島地震の断水の現状をふまえ、配水管や浄水場の耐震化を計画より前倒しで行い、市と連携しながら総合的に防災・減災対策を進めていただきたいとの意見がありました。

以上の意見を申し上げると共に、委員会で指摘された、その他の事項についても、十分に精査され、施策に反映されることを期待して、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（上山寿示君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

次に、討論に入ります。

議案第27号、令和6年度有田市立病院事業会計予算について、3名の通告があります。

まず、原案に反対者の発言を許すことにいたします。

9 番池田敦城君

〔9番 池田敦城君 登壇〕

○9番（池田敦城君） 日本維新の会、池田敦城でございます。

議長の許可を得ましたので、議案第27号 令和6年度有田市立病院事業会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

今回、改めて有田市議会、議会基本条例、前文及び第一章、第1条・第2条・第3条、第四章、第12条・第13条・第14条、第六章、第18条に基づいて、病院建設の可否についてではなく、建設・運用等に伴う指標と予算案についてのものであることを申し上げておきます。

それでは、本題に移ります。

市民福祉向上の観点から、病院は必要です。また、古い医療機器より最新の医療機器のほうがよい。

もう一度申し上げます。

病院は必要であり医療機器は最新のほうがよい。他方、それにかかる費用は税金であり、病院の建て替えという目の前だけに固執することは、10年後、20年後の有田市財政を曇らせませす。また、その論理からすると我々は、本気で将来を見据え決断をする責務が今、正に、ここにあります。

将来、有田市民の負担増とならないよう時間をかけて慎重に進むべきではないのか。その内容については、今までも訴え続けてきました。その有用性について、長期間に及ぶ税金の投入と運営、市民サービスとの整合性の議論でデメリットについて明確に市民に示されておらず、拙速であるとの思いが未だ払拭されないからであります。

保田中学校跡地に建設予定である新有田市立病院建設に必要な費用は、保田中学校解体工事費が約3億円、新病院建設事業費、約84億5,000万、機器等整備に約20億円前後と実に100億円を超えると予想される税金を費やします。

非常に厳しい市政運営であった平成22年4月1日時点での人口は31,811人。平成30年4月1日時点の人口は28,584人、令和5年4月1日時点の人口は26,060人。人口1,000人当たり出生数は5.20で、死亡数は16.46となっており、急激な人口減少が分かります。

同時に平成30年の個人市民税は11億5,886万9,256円、令和3年度は11億3,853万6,740円、令和6年度見込みでは10億4,900万円、当然減っております。

運営には有田市の膨大な税金が必要で、それを納めていく市民は平成22年から既に5,751人減となっております。

また、令和3年12月に示された基本構想策定時には、施設整備42億円、機器等整備に13億2,000万円であったものが、令和6年2月定例議会直前に示された当局の資料では、施設整備費84億4,320万3,000円で2.01倍と知らぬ間に膨れ上がり、機器等整備費については示されておらず、その金額は口頭説明で約20億円とのことではありますが、それは、リースにするのか、購入するのか、明確な金額は分からないとのことですが、1.54倍になっているのです。

これまで十分に審議を重ねてきたという方もいますが、審議に値する字句、数字が不明確で、明確に説明していただかなければ、何がどう必要でどのような運用となるのか、ど

れだけの金額が必要なのか判断する材料が足りません。

結果、次の6月議会になろうと、全議員が議論を尽くし納得の上、賛否を示し、市民の皆様理解をいただける報告をする必要があるように思います。

昨年の選挙時において、市民の方からのお言葉に、「学校もスポーツ公園も病院も何でも建ててくれたらええけど、それよりもっと先にすることがあるやろ！」との言葉が未だ脳裏から離れず、その想いは私も強く感じ、議事機関の一員として自省しております。

我々、議会は常に市民側に立ち、市民の想いをどれだけ行政に反映させるかが重要な責務の一つなのです。

このようなことから、今回の事業予算案をそう簡単に認めることが出来ないのです。

交付税措置額等を差し引いた実質有田市負担額は約60億円、その60億円の2分の1にあたる30億円を、指定管理者である地域医療振興協会が負担することとなっています。

しかし、実質負担額の60億円は、債務負担行為による有田市の起債による借金となります。この60億円の返済期間を30年としていますが、病院経営の指定管理者との指定管理契約期間は20年であり、万が一にも、20年後に指定管理者が、有田市立病院から撤退となった場合、全て有田市の負担となり得るのです。

市長は、委員会での発言で、「想定外のことがあったり、話し合うべきことがあれば、お互いやりましょう。」と御発言されましたが、10年後、20年後、この議場で決める方々も市長も、その発言どおり、この場にいますか。

確かに将来のことは分かりませんが、分からないからこそ、きちっとした協定・契約を結び、残念ながら不履行となった場合には、有田市民の負担にならないよう必要な措置を講じる必要があると考えます。

起債の返済や指定管理料の増額等々、有田市の負担が益々増える。そのようなことが起きることのないように、現時点での契約は必須なのです。

それは、いかなる事態になろうと、有田市が60億円を30年間で返済をしなければいけないということ。今後、人口が減り続け、税収も減少、ENEOSの事業も不明確、ふるさと納税制度の継続も不確かで、債務負担行為の財源としての起債の返済は、おおむね、ふるさと納税頼み、予算が2倍になった詳細な根拠も示されておりません。

財政状況資料集viewerによると、有田市の経常収支比率は、2007年から2021年の15年間平均で95.98パーセントであることが分かります。

つまり、経営における弾力性がなく、10億円の収入に対して9億5,980万円が義務的経費となり、まったく余力がないことが分かります。さらに詳しく見ると2007年、2014年、2018年は100パーセントを超えており、2020年は99.2パーセントで非常に厳しい財政状況であることが認められます。

市債残高、令和5年度末見込みで138億7,792万2,000円。そのうえで、地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会は、令和3年9月24日から令和4年2月22日までの間、7名の議員で6回、令和4年6月21日から令和5年6月13日までの間は、全議員で8回と計14回開催していますが、議論に費やした時間と内容は、乏しいものではなかっただろうか。

調査研究に基づいたエビデンスは提示されておらず、この回数だけを捉え、議論を重ねているという発想自体、安易であると言わねばなりません。

このような状況下では納得したうえでの賛成ができないため、以下のとおり対案を示します。

指定管理者が努力を重ねていただけることは責務として、指定管理者が何らかの要因で、撤退を余儀なくされた場合の病院経営を引き継ぐ医療機関の確保を明記。

124床が医師数や看護師数の減少により使用できなくなることはないよう、医師数と看護師数の絶対的確保。

少なくとも20年ですから、残り10年分の返済残額を補填するという契約の締結を行うことが、将来の市民の為の説明責任です。これらがなければ、今までも申し上げてきた病院経営不振を払拭することが出来ないのです。

今一度、立ち止まり、冒頭で申し上げました議会の役割、議会の権能をフルに発揮するためにも、今議会での可否は避けるべきではないでしょうか。

縷々申し上げましたこと、今一度、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、以上、反対討論といたします。

○議長（上山寿示君） これにて、9番池田敦城君の反対討論は終わりました。

次に、原案に賛成者の発言を許すことにいたします。

12番堀川 明君

〔12番 堀川 明君 登壇〕

○12番（堀川 明君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第27号 令和6年度有田市立病院事業会計予算に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

昭和25年から続いてきた有田市立病院。市民にとって入院できる病院が近くに存在することは、私自身、大変安心しております。また、当市は住民2万6,000人の小さなまちではありますが、私だけではなく、多くの市民が地域医療、とりわけ市立病院の充実を望んでおります。

私ども保田地区住民として、有和中学校へ統合される保田中学校跡地の活用について、検討グループを立ち上げ、メンバーとして、当時の保田地区市議会議員4名、教育委員、保田連合自治会長、保田消防団長、保田防犯自治会長、保田公民館長、保田婦人会長、前教育委員等の構成で、市に対し、新有田市立病院の候補地とするよう、いち早く要望を提出いたしました。

後日、公共施設跡地活用に関する地元住民との意見交換などを開き、地域活動を行ってまいりました。

令和5年4月から市民の期待に応え、公立病院としての政策的な医療サービスを末長く継続していくために、地域医療振興協会が、指定管理者として運営を行っております。施設は公で経営は民でそういう指定管理制度しか、有田市立病院を継続していく術はないと私は思っております。

しかし、現在の有田市立病院の老朽化や構造において、これからの医療ニーズに応じていくのは困難であると考えます。現病院は竣工当初からかなりの年数が経過し、老朽化が著しく、修繕費がかさむことが懸念されております。

また、増築により、導線が複雑な病院構造となったり、早急に新有田市立病院を建設することが必要であります。

新有田市立病院基本構想においては、旧保田中学校跡地を敷地とする建設計画であり、必要面積、市内位置関係、アクセスや周辺環境などから大変適したものと私は評価しております。

将来にわたって、身近なところに総合病院があることへの市民の期待や安心感、地域医療という最も大切にしなければならない施策であり、必要な投資であると私は考えております。

今回、提案された新市立病院建設事業予算は、本市にとって確かに大きな額ではありますが、事業費減額のために、設計の見直しなど努力をしている旨の説明も当局より聞いております。

昨年の社会経済情勢の中で急激に建設費が高騰していることは、国内でも大きな問題になっていることは事実ですが、早く新病院を建設してほしいという声が、私のもとにも多く寄せられております。

先日、3月17日、保田中学校閉校式が開催され、最後のほうで、生徒代表の挨拶の中で、「保田中学校がなくなるのは寂しいけれど、跡地に新有田市立病院が建設されれば、元保田中校跡地であり、残された体育館で、壁画アートを病院に来た人に見ていただける。」と言って早期病院建設を期待する意見が発表されていきました。

市当局には、新病院建設事業を着実に進め、市民の期待に応えてほしいと思っております。

以上のことを議員各位に訴え、私の賛成討論とします。

どうもありがとうございました。

○議長（上山寿示君） これにて、12番堀川 明君の賛成討論は終わりました。

続いて、原案に賛成者の発言を許すことにいたします。

4番一ノ瀬敦子君

〔4番 一ノ瀬敦子君 登壇〕

○4番（一ノ瀬敦子君） 議案第27号 令和6年度有田市病院事業会計予算に対し、有田市議会・会派有志会を代表して、賛成の立場から討論いたします。

先ほど、堀川議員からも、新病院の必要性について賛成討論がされました。

私も同じ意見であり、さらに思うのは、市立病院がこれからも市民の安心のよりどころであり、身近に総合医療を受診できる体制が必要であると感じています。

健康な方の思いは別かもしれませんが、住んでいるまちに総合病院があることが、住民サービスの要であると実感し、改めて公立病院としての役割りを果たすことが、有田市民の為の安心医療サービスに、新病院の建設は必要と考えます。

有田市議会では、約2年半をかけて、十分な議論を行い、結論が出た過程を先輩議員から伺っております。結論の中身において、市民の負託を受けた議員として、新病院建設の意義と本質をしっかり吟味され、新病院の建設にあたる事業費予算についても、多くの時間を使い、質疑が行われてきました。

当初の想定より大幅に高騰した建設費約84億円については、近年の世界情勢や国内情勢により物価が高騰していることが要因で、市当局は、事業予算を抑えるため、新病院の機能を落とさない範囲で、設計を見直す努力を行っています。

約84億円の財源内訳は、交付税措置額分約24億円を差し引いた実質的な負担額は、約60億円です。その負担額約60億円の内訳は、指定管理者である地域医療振興協会に2分の1を負担してもらうことにより、有田市の負担額は、約30億円となる説明を受けています。

起債の償還は、30年間と長期にわたります。ですが、複合的に考え、市民の安心・安全を一番に念頭に置き、やはり有田市に住んでよかった。総合医療が身近に享受できる。そんな形を目指すということは極めて重要で、引き続き新市立病院も何十年と愛され、利用され続けていく。次の世代にとっても地域医療充実という大切な投資だと理解しています。

それを踏まえて、新病院建設は、医療の重要政策として進めていくべきと考えます。

また、医師不足を懸念されているところもありましたが、市長、副市長並びに関係者にあたっては、これまで医師確保に向けた行動と、それに伴う情熱も説明がありました。それに、地域医療振興協会には、約1,200名の医師が在籍しており、新病院の医師不足についての懸念を払拭する説明でありました。

有田市は、ますます高齢化が進むと考えられますが、今後、様々な施策が少子化に歯止めを講じる可能性もあります。すぐ近くに総合病院があることにより、住民サービスの向上と安心感の確保の一翼を担い、さらに、地域医療振興協会がその力を存分に発揮することによって、よりよい医療サービスを有田市民に提供することが出来ると考えます。

そのためには、新病院建設の必要があると考え、議員の皆様には、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（上山寿示君） これにて、4番一ノ瀬敦子君の賛成討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第7号であります。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第8号であります。

これより議案第8号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第9号であります。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第10号であります。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第11号であります。

これより議案第11号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第12号であります。

これより議案第12号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第13号であります。

これより議案第13号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第14号であります。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第15号であります。

これより議案第15号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第16号であります。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第17号であります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第18号であります。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程18、議案第21号であります。

これより議案第21号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程19、議案第22号であります。

これより議案第22号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程20、議案第23号であります。

これより議案第23号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程21、議案第24号であります。

これより議案第24号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程22、議案第25号であります。

これより議案第25号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程23、議案第26号であります。

これより議案第26号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程24、議案第27号であります。

これより議案第27号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程25、議案第28号であります。

これより議案第28号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程26、議案第29号であります。

これより議案第29号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程27、議案第30号であります。

これより議案第30号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上山寿示君） 全員起立であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程28、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第1項及び第2項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

次に、日程29、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申し出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

次に、この度、本年度末をもって退職されます経営管理部長、嶋田博之君、市民福祉部理事、大松満至君、議会事務局長、田中 聡君、ほか7名の方々に対しまして、高いところからではございますが、一言感謝の御礼の言葉を述べさせていただきます。

退職を迎える皆様におかれましては、本当に長い間、有田市職員として、市民の福祉向上のために貢献され、率先して、本市行政の発展に御尽力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

今後は、皆様方の後を継いで、任に当たる後輩諸君に対し、末永く御指導いただくとともに、市勢発展に対しまして、格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

これまでの行政経験を生かし、新たな分野で、また、地域社会の中核となって、御活躍いただきますよう御期待申し上げます。

皆さま、どうも御苦労さまでございました。

（拍手）

これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和6年有田市議会2月定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会